

社会福祉法等の一部を改正する法律 の概要及び審議経過について

社会福祉法等の一部を改正する法律

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

社会福祉法等の一部を改正する法律の審議経過について

閣議決定

○平成27年4月3日 「社会福祉法等の一部を改正する法律案」 閣議決定

衆議院

厚労委

- 平成27年7月3日 提案理由説明
- 平成27年7月8日 質疑①
- 平成27年7月10日 参考人質疑
- 平成27年7月29日 質疑②
附帯決議（10項目）
採決（可決）

本会議

○平成27年7月31日 採決（可決）

厚労委

○平成28年3月30日 採決（可決）

本会議

○平成28年3月31日 採決（可決）
成立、公布

参議院

《継続審査》

厚労委

- 平成28年3月10日 趣旨説明
- 平成28年3月15日 質疑①
- 平成28年3月16日 参考人質疑
- 平成28年3月17日 質疑②
修正（※）
附帯決議（15項目）
採決（可決）

本会議

○平成28年3月23日 採決（可決）

衆議院可決と参議院可決の会期
が異なることから、衆議院で再度
採決が必要となった。

（※）審議が越年したことによる技術的な修正

国会審議における法人関係の議論①

経営組織のガバナンスの強化・運営の透明性の確保

- 小規模法人には事務負担などに配慮する必要があると思うが、法案やその後の運用においてどのような措置を考えているのか。
 - ・ 法案では、評議員の定数については、七人以上とするところ、小規模法人については施行後三年間は四人以上でよいという経過措置を講ずること、会計監査人の設置の義務化については、事務体制など法人の負担能力を考慮し、一定規模を超える法人を対象とすることとしている。
 - ・ 小規模法人においてもガバナンスの強化や透明性の向上に円滑、確実に取り組むことができるよう、運用面での支援も講じていきたいと考えており、自治体や社会福祉協議会の協力を得て法人の評議員の確保を支援する仕組みを講じるほか、ホームページを持たない法人について、所轄庁のホームページを利用した財務諸表等の公表を可能とすることを考えている。

経営組織のガバナンスの強化

- 会計監査人を導入しなければならない法人の基準をどのように考えていて、実際そこに該当するのはどれぐらいの法人数になるのか。
 - ・ 会計監査人の設置を義務付ける法人の規模については、今後、監査費用の負担能力や監査の受入れに係る事務体制を考慮し、専門的な検討をした上で政令で定めることとしている。
 - ・ これまでの社会保障審議会福祉部会の議論においては、事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が10億以上又は貸借対照表上の負債の額が20億円以上とすることが適当との提言が行われたところであり、この提言を踏まえれば、おおむね1割程度の社会福祉法人が対象になるものと考えている。

いわゆる内部留保の明確化

- いわゆる内部留保を明確化することについて、この法案ではどういう取組になっているか。
 - ・ 現状においては、社会福祉法人自体が保有する財産の内容、内訳や用途に関する法制度上のルールがない。このため、現行制度の改善を図ることとし、まず、社会福祉法人が保有する財産、ストックの内容、内訳について、明確なルールの下、法律上明らかにする仕組みを設けるとともに、保有する財産について、社会福祉法人の本旨に即して保有又は再投下することについての制度上の明確なルールを設けることとした。
 - ・ 具体的には、貸借対照表上の純資産から社会福祉法人が現在の事業を継続するために必要な財産額を控除することにより再投下可能な財産額を明確化し、これを社会福祉事業の拡充等に計画的に再投下することとしている。

国会審議における法人関係の議論②

社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資

- 事業継続に必要な財産の額については、どのような費用の項目を考えているのか。
 - ・ 現に社会福祉事業等に活用されている土地、建物などの資産、持続的に事業を実施するために必要な建物の建て替えなどに必要な資金、緊急の支払などに対応するための手元流動資金を基本として、今後、省令等により具体的な算定方法を定めていきたい。
 - ・ 算定基準については、制度の施行までに有識者の知見を踏まえ、専門的な見地から検討していきたい。

地域における公益的な取組を実施する責務

- 地域における公益的な取組の責務を設ける趣旨は。
 - ・ 社会の変化、家族の変容に伴い、多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するためには、国や地方公共団体による福祉サービスの制度化などに加え、社会福祉法人やNPOなどの多様な民間主体がそれぞれの役割に応じてきめ細かな活動を行っていることが重要と考える。
 - ・ こうした中、社会福祉法人については、税制優遇措置が講じられている公益性の高い非営利法人として社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすだけでなく、営利企業など他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人である。
 - ・ 今回新たに規定した社会福祉法人の責務はこうした社会福祉法人の本旨を明確化したものである。

行政の関与の在り方

- 所轄庁の指導監督の中で、いわゆるローカルルールをなくして合理的な指導監督をすべきという点について、どう対応をするか。
 - ・ 今回の制度改革において、ガバナンスの強化など社会福祉法人が自律的に適正な運営を確保することを担保する仕組みを講ずるとともに、そうした自律的な法人運営を前提とした形での指導監督の在り方を見直すこととしている。
 - ・ 具体的には、今後、法人運営や経営に関する指導監督基準の一層の明確化などを図るとともに、所轄庁による指導監督が基準に従ったものとなるよう徹底することにより、所轄庁において公平かつ効果的な指導監督が行われるようにしていきたい。

附帯決議①(衆議院)

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成27年7月29日 衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、新たな負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に遺憾なきを期すこと。
- 二、いわゆる内部留保の一部とされる「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が、社会福祉充実計画を作成するに当たっては、他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を踏まえ、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇の確保に配慮することの重要性の周知を徹底すること。
- 三、事業の継続に必要な財産が確保できない、財産の積み立て不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- 四、地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応など本体事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにすること。社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
- 五、所轄庁による社会福祉法人に対する指導監督については、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘もことから、国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。
- 六、現下の社会福祉施設における人材確保が困難な状況に鑑み、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討を行うこと。
- 七、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。
- 八、准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、フィリピン政府と協議を進め、当該協議の状況を勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。
- 九、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルート为国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講じること。
- 十、介護職員の処遇については、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。

附帯決議②(参議院)－1

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成28年3月17日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万事遺漏なきを期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。
- 二、事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
- 三、いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
- 四、事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
- 五、地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
- 六、社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるとの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。
- 七、社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。
- 八、現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。

附帯決議②(参議院)－2

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 平成28年3月17日 参議院厚生労働委員会

- 九、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないよう、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。
- 十、准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。
- 十一、介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
- 十二、将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
- 十三、介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成二十六年法律第九十七号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。
- 十四、介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。
- 十五、本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。
- 右決議する。